



平成29年12月21日
四国地方整備局

非常災害時の緊急物資輸送に備え 航路啓開活動に関する申合せを7機関で締結

〔国土交通省（近畿・中国・四国・九州地方整備局）
海上保安庁（第五・第六・第七管区海上保安本部）〕

大規模地震・津波等の非常災害時に、速やかに船舶による緊急物資輸送等を行えるよう、平成29年12月20日、「大規模地震・津波等発生時の緊急物資輸送等にかかる瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」を4つの地方整備局と3つの管区海上保安本部で締結しました。

この申合せによって、複数機関が相互に連携し、航路啓開活動に必要な体制の調整、相互援助についてあらかじめ合意を図ることで、迅速な航路啓開活動の開始を可能にし、緊急物資輸送の早期開始に寄与します。

1. 航路啓開活動の概要と役割

東日本大震災では、津波によってガレキ等が海上に流出し、船舶の入出港ができない事態となりました。南海トラフ巨大地震が発生すると、太平洋や瀬戸内海においても同様の事態になることが懸念されています。

航路啓開活動とは、災害時に安全な船舶航行の障害となる漂流物や沈下物を除去する作業をいいます。

地方整備局は、整備局所有船舶に加えて民間作業船の協力を得つつ、航路啓開活動を行います。また管区海上保安本部は、港則法及び海上交通安全法に基づき、一般航行船舶の安全確保に関わる事務や啓開活動に関する許可申請等の処理を行います。

2. 申し合わせの経緯と内容

(1) 経緯

平成28年7月1日に港湾法施行令の一部改正により、「瀬戸内海に係る緊急確保航路」が指定されました。これを受け、各関係機関が航路啓開活動等の訓練を実施し、災害対応能力強化に努めてきましたが、今般、複数機関での連携強化を図るため、7機関による一体的な申し合わせを締結することとしました。

(2) 内容

申し合わせでは、必要な情報交換や相互連携など基本的な枠組みとともに、航路啓開活動を迅速かつ円滑に実行するための航路啓開活動実施要領を別途作成することを定めています。

この申し合わせによって、複数機関が相互に連携し、航路啓開活動に必要な体制の調整、相互援助についてあらかじめ合意を図ることで、迅速な航路啓開活動の開始を可能にし、緊急物資輸送の早期開始に寄与します。

【問合せ先】

四国地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課長 西田 光昭
課長補佐 杉本 弘悦
TEL 087-811-8333（直通）

東日本大震災での航路啓開

2011年3月 東北地方整備局提供

- 津波により流出したガレキが港内に散在し、船舶の安全な入出港ができない状況となった。
- このため、津波注意報の解除と同時に航路啓開を開始。

津波により流出したガレキ(仙台塩釜港)



漁具(大船渡港)



木材(仙台塩釜港)



シャーシ(仙台塩釜港)



自動車(仙台塩釜港)

